

鮭川村男女共同参画計画

【概要版】

■男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会をイメージしています。

■鮭川村男女共同参画計画の位置づけ

鮭川村における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」としても位置づけています。

■計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。令和7年度に、それまでの取り組みの点検・評価を行い、令和8年度からの次期計画につなげます。

■基本理念

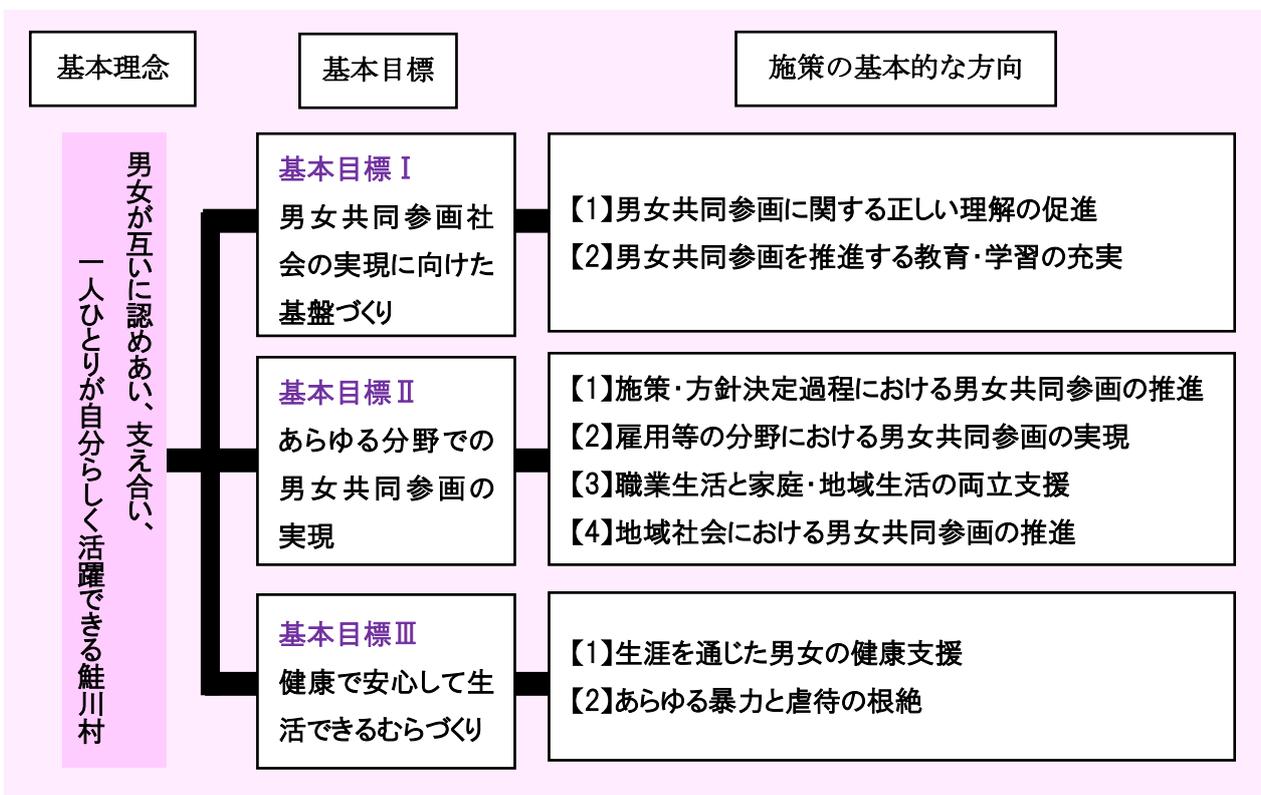
鮭川村では、平成 22 年度に策定した村政の総合的な指針である「第2次鮭川村総合発展計画(平成 23 年度～令和2年度)」における男女共同参画の部門計画の役割を担う位置付けとなるため、「第2次鮭川村総合発展計画」の将来像及び基本計画に基づき、鮭川村男女共同参画計画の基本理念を次のように掲げます。

『男女が互いに認めあい、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる鮭川』

住民一人ひとりが社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず参画できる環境が整備され、その能力や個性を十分に発揮し、協力し合っていきいきと暮らせる村づくりの実現を目指します。

■基本目標及び施策の基本方向

基本理念を具現化するための基本目標及びその基本方向については、次のとおり体系づけます。



■推進体制

庁内で「鮭川村男女共同参画推進本部を」設置し、各課が実施する施策等の実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

また、施策の評価・検証については、村民や有識者で構成される「鮭川村男女共同参画推進委員会」を設置し、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価、また課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

【鮭川村男女共同参画計画】

発行年月：令和2年3月

発行：鮭川村むらづくり推進課

〒999-5292 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

TEL：(0233)55-2111 FAX：(0233)55-3269